

1. 児童数の推移（学校再編基本方針P.33）

統合小学校	対象校	児童数 学級数	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
			R 2	R 7	R 12	R 17	R 22	R 27	R 32	R 37	R 42
⑤（仮称）干潟地域小学校	中和小	児童数	106	66	56	49	44	40	36	31	27
	萬歳小	児童数	78	66	53	49	46	41	36	31	27
	古城小	児童数	122	104	90	80	73	62	53	47	42
	合計	児童数	306	236	199	178	163	143	125	109	96
	合計	学級数	18	7	6	6	6	6	6	6	6

※2020年は実績値。2025年以降は推計値。

※平成27年の国勢調査を基に国立社会保障人口問題研究所が算出した将来推計人口を利用し旭市が詳細に推計した数値。

2. 各学校の児童数の推移・推計（令和5年度時点修正）

中和小学校

	2019 R01	2020 R02	2021 R03	2022 R04	2023 R05	2024 R06	2025 R07	2026 R08	2027 R09	2028 R10	2029 R11
1年生	24	6	14	17	10	11	6	6	7	8	6
2年生	19	23	6	14	18	10	11	6	6	7	8
3年生	21	19	22	6	14	18	10	11	6	6	7
4年生	21	20	19	22	7	14	18	10	11	6	6
5年生	17	21	21	19	22	7	14	18	10	11	6
6年生	18	17	21	21	19	22	7	14	18	10	11
合計	120	106	103	99	90	82	66	65	58	48	44

萬歳小学校

	2019 R01	2020 R02	2021 R03	2022 R04	2023 R05	2024 R06	2025 R07	2026 R08	2027 R09	2028 R10	2029 R11
1年生	16	7	15	10	15	8	12	7	8	9	9
2年生	9	18	7	15	10	15	8	12	7	8	9
3年生	17	9	18	7	15	10	15	8	12	7	8
4年生	13	19	10	18	7	15	10	15	8	12	7
5年生	12	13	19	10	16	7	15	10	15	8	12
6年生	9	12	13	19	10	16	7	15	10	15	8
合計	76	78	82	79	73	71	67	67	60	59	53

古城小学校

	2019 R01	2020 R02	2021 R03	2022 R04	2023 R05	2024 R06	2025 R07	2026 R08	2027 R09	2028 R10	2029 R11
1年生	20	18	19	13	14	12	12	15	10	14	5
2年生	20	19	18	18	13	14	12	12	15	10	14
3年生	13	20	19	18	18	13	14	12	12	15	10
4年生	26	15	20	19	18	18	13	14	12	12	15
5年生	23	26	15	20	20	18	18	13	14	12	12
6年生	19	24	26	13	20	20	18	18	13	14	12
合計	121	122	117	101	103	95	87	84	76	77	68

3校合計

	2019 R01	2020 R02	2021 R03	2022 R04	2023 R05	2024 R06	2025 R07	2026 R08	2027 R09	2028 R10	2029 R11
1年生	60	31	48	40	39	31	30	28	25	31	20
2年生	48	60	31	47	41	39	31	30	28	25	31
3年生	51	48	59	31	47	41	39	31	30	28	25
4年生	60	54	49	59	32	47	41	39	31	30	28
5年生	52	60	55	49	58	32	47	41	39	31	30
6年生	46	53	60	53	49	58	32	47	41	39	31
合計	317	306	302	279	266	248	220	216	194	184	165

 複式学級が発生する可能性がある学年

【複式学級とは】

- 2つ以上の学年をひとまとめにした学級編成。
- ・1年生を含むときは合計の児童数が8名以下。
- ・それ以外は児童数が16名以下。

その場合、1人の教員が2つの学年の担任となる。

※1 2018～2023年は5月1日時点の児童数。

※2 2024～2027年の黄色塗は令和5年度児童数（R5.5.1時点）の異動が無いと仮定し転記した数。

※3 2024～2029年の水色塗は旭市住民基本台帳（R5.4.20時点）の1歳～6歳児の人数を利用し、異動が無いと仮定し転記した数。

古城小学校を統合校として選定した経緯

【参考】干潟中学校敷地の活用を検討した経緯（第2回地域検討会議 資料抜粋・時点修正）



【参考】成田市立下総みどり学園

- ・全校生徒数：375人（R5）
- ・敷地面積：39,631㎡

【検討①】敷地の活用

- 立地的に地域の中心にある
- 敷地が広い
- 土砂災害警戒区域に挟まれている
- 校舎が古く建て替えが必要
- 統合小で活用する場合、中学校の移転を待つ必要がある

干潟地域のみで小中一貫にした場合の児童生徒数の推移・推計

※R5まで実績 R6以降は住民基本（R5.4）のデータを使用

	2019 R01	2020 R02	2021 R03	2022 R04	2023 R05	2024 R06	2025 R07	2026 R08	2027 R09	2028 R10	2029 R11
1年生	60	31	48	40	39	31	30	28	25	31	20
2年生	48	60	31	47	41	39	31	30	28	25	31
3年生	51	48	59	31	47	41	39	31	30	28	25
4年生	60	54	49	59	32	47	41	39	31	30	28
5年生	52	60	55	49	58	32	47	41	39	31	30
6年生	46	53	60	53	49	58	32	47	41	39	31
(中1) 7年生	45	41	49	56	44	47	60	33	45	41	37
(中2) 8年生	44	44	40	49	56	44	47	60	33	45	41
(中3) 9年生	43	44	45	41	49	56	44	47	60	33	45
合計	449	435	436	425	415	395	371	356	332	303	288

旭市が設定する小学校1学年の児童数の下限

1学年20人程度

【理由】

- ・単学級となっても、ある程度のグループ活動が可能となるため。

旭市が設定する中学校1学年の学級数の下限

1学年2学級以上

【理由】

- ・人間関係の固定化を避け、生徒の多様性に対応できる。
- ・専門教科数以上の教員数の確保ができる。

【検討②】小中一貫

- 立地的に地域の中心にある
- 迎いのしやすさ・安心感がある
- 7～9年生（中学生）で単学級が発生し基本方針の下限を下回る
- 中学校の規模は変わらないため、部活動などの制約が解消されない

【参考】干潟地域3小学校の比較 (説明用スライドを加筆・修正)

【中和小学校】



- ・校舎
 築年：1988年 (S63)
 延床面積：2,515 m²
 普通教室数：9
- ・屋内運動場
 築年：1988年 (S63)
 延床面積：766 m²
- ・プール：無 (解体済)
- ・放課後児童クラブ：干潟市民センター
- ・敷地面積 (うち借地)：6,861 m² (2,112)
- ・土砂災害 (特別) 警戒区域：H22 指定

【萬歳小学校】



- ・校舎
 築年：1990年 (H2)
 延床面積：2,738 m²
 普通教室数：12
- ・屋内運動場
 築年：1997年 (H9)
 延床面積
 : 1,090 m²
- ・プール：有 (S39 老朽化により使用中止)
- ・放課後児童クラブ：校舎内
- ・敷地面積 (うち借地)：9,687 m² (182)
- ・土砂災害 (特別) 警戒区域：H22 指定

【古城小学校】



- ・校舎
 築年：1993年 (H5)
 延床面積：3,059 m²
 普通教室数：12
- ・屋内運動場
 築年：2004年 (H16)
 延床面積：1,149 m²
- ・プール：有 (H2 使用中)
- ・放課後児童クラブ：校舎内
- ・敷地面積 (うち借地)：13,740 m² (0)
- ・土砂災害 (特別) 警戒区域：H31 指定

【凡例】 黒：学校敷地イメージ 黄：土砂災害警戒区域 赤：土砂災害特別警戒区域

(仮称)干潟地域小学校 統合スケジュール(案)

年度		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
代表者会議	①統合可否	←★ 2/20答申				
	②学校位置	←★				
	③統合時期	← →				
	④学校名	← →				
	⑤その他		校歌・校章・要望事項審議 など			
準備委員会	全体会議		各部会での検討結果のとりまとめ			
	総務部会		校歌・校章・放課後児童クラブの運営 など	式典・跡地活用 など		
	PTA/通学部会		スクールバス・停留所・PTA・体操服 など			
	学校運営部会		学校運営・教育内容・備品・学校行事・生徒指導・クラブ活動・事前交流 など			
小学校	中和小学校		備品など 引継ぎリストの作成	事前交流 スタート	<ul style="list-style-type: none"> 学校保管金 文書 公印 等の調整 	入学説明会 バス試乗 卒業式・開校式
	萬歳小学校					
	古城小学校					
旭市教育委員会			必要経費の精査・予算要望	関係法令改正		
			内部調整会議・官公庁等への必要な手続き・学校医/非常勤職員の調整 など			
【工事】						
・治山工事 (法面)	市施工	伐採	支障構造物移設工事	事後工事(仮復旧等)・保安林手続き		
	県施工	事前協議	治山工事設計	治山工事		
・校舎 ・体育館 ・グラウンド ・プール	設計			入札	調査・実施設計・官公庁手続等	
	工事				入札	統合改修工事 完成検査
	仮設校舎			※必要となった場	入札 設置工	撤去工
・放課後児童 クラブ	設計			入札	調査・実施設計・官公庁手続等	
	工事				入札	新築工事・改修工事 完成検査
・バス停留所	現地調査			調査・実施設計・官公庁手続等		
	工事				発注	停留所整備
【委託・備品】						
・学校備品					入札	備品購入・搬入・設置
・スクール バス	購入			※購入する場合	入札	バス購入
	委託					入札 バス運行委託(5年間)

統合小学校開校(予定)

複式学級を避けるため早期に干潟地区の小学校を統廃合する必要性を強く認識しています。しかしながら統廃合に向けては尚多くの課題があると認識しています。統合に向けてはその課題を解決していくことが求められると思われれます。以下にその問題点を記します。

古城小学校統合における問題点

1. 干潟中学校問題

- ・ 専門教科の先生を確保できない干潟中学校

通常、中学校では5教科(国語・数学・理科・社会・英語)の他に、男子体育科、女子体育科、音楽科、美術科、家庭科、技術科の6教員、合計11教員の配置が最低限必要となります。ところが干潟中学校ではR8年から生徒数減少がはじまり、統合干潟地域小学校からの初の卒業生を迎えるR10年には通常クラス4学級が確定的となり、R12年には全学年単学級となり11人必要な専門教科の教員の確保が困難となります。

- ・ R8年からR15年にかけて大型単学級が発生する

干潟中学校ではR8年から30人を超える準大型学級が、統合干潟地域小学校からの初の卒業生を迎えるR10年からR13年にかけては指導難易度の高い限界域大型クラスが発生し、学力低下等が起こらないか心配されます。中学校は専門科目制をとっているので小学校のように大型クラスに熟練の先生を配置して対応するわけにはいきません。

- ・ R14年から全校生徒数が100名を切り部活動に支障をきたす

統合干潟地域小学校発足5年後には干潟中学校の生徒数がR6年の2/3の100名程度となり、部活動の運営にも支障がでることが予想されます。

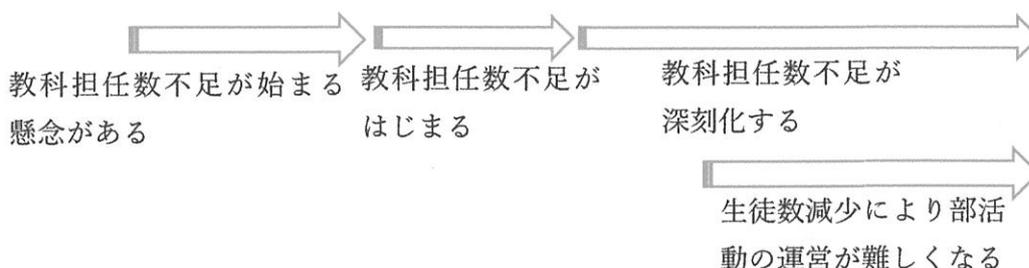
- ・ 統合干潟地域小学校の卒業生の未来がない

このように統合干潟地域小学校の卒業生には十分な中学校教育を受けられないという悲劇的な未来が待ち受けています。このことに気が付いている保護者は一定数おり、中には他地域小学校への入学を視野にいれ、幼稚園・保育園から他地域へ移動したり、学区の境界の児童は他地域への転校を検討したりと干潟地域からの脱出する動きをみせ始めています。また古城小案は立地条件が地域西側にも偏っていることも悪い材料の一つとなりえます。こうなってはせっかくの統合干潟地域小学校の未来も悲劇的であるといえます。この問題の深刻なところは、古城地区、中和地区、万歳地区すべてに起こりえる点です。

<干潟中学校の生徒数担任数推移表>

☆ 統合干潟地域小学校最短統合年度

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
1年生 生徒数	49 (24.5)	57 (28.5)	32 準大型	46 (23)	40 大型クラス	38 大型クラス	30 準大型	32 準大型	28	23
2年生 生徒数	44 (22)	49 (24.5)	57 (28.5)	32 準大型	46 (23)	40 大型クラス	38 大型クラス	30 準大型	32 準大型	28
3年生 生徒数	56 (28)	44 (22)	49 (24.5)	57 (28.5)	32 準大型	46 (23)	40 大型クラス	38 大型クラス	30 準大型	32 準大型
合計 生徒数	149	150	138	135	118	124	109	101	90	83
学級数	6クラス +1	6クラス +1	5クラス +1	5クラス +1	4クラス +1	4クラス +1	3クラス +1	3クラス +1	3クラス +1	3クラス +1
教科 担任数	12.075 +α	12.075 +α	10.5 +α	10.5 +α	8.3 +α	8.3 +α	8 +α	8 +α	8 +α	8 +α



・仮称旭市統合北中学校の一刻も早い成立を！

このように統合干潟地域小学校の成否は中学校が握っていると言っても過言ではありません。このままでは卒業後の中学校の問題で、安心して統合干潟地域小学校に子供たちを通わせることができません。

ですが仮称旭市統合北中学校は現状検討委員会すら発足している状況になく、用地買収や新校舎建設を伴うことが想定され、とても干潟中問題が始まる R10 年に間に合うような状況にありません。干潟中学校の旭市北部地域中学校への移行期間対策として、干潟中学校の必要教員の増員等の対策、学校標準法の基準にとられない特別クラス編成などの対策を要望します。

加えて、部活動などの制限が現実のものとなる前に、一刻も早い旭市北部地域中学校の成立を要望します。

仮称旭市統合北中学校の統廃合時期は不透明な部分もあり、小学校で統廃合、中学校でも統廃合というような子供達も発生する可能性があります。子供たちの健全な成長に悪影響が無いよう子供達への対策対応も強く要望いたします。

2. 土砂災害特別警戒区域内にある問題

- ・統廃合後に旭市唯一の土砂災害特別警戒区域を持つ小学校

古城小学校は、統廃合後に旭市唯一の土砂災害特別警戒区域を持つ小学校となってしまいます。詳細には教室棟東側半分が土砂災害警戒区域、体育館から校門にかけて土砂災害特別警戒区域に指定されています。私どもは能登半島地震でその恐るべき光景を目の当たりにしてこのままで良いのかという思いを新たにしました。しっかりとした土砂災害対策を行ってからの統廃合を要望します。

- ・早期の統合を想定した場合他の選択肢がない

干潟地域市民としては感情的受け入れられる統合場所は干潟中学校か、新設が予定される仮称旭市統合北中学校が小中一貫校として開校する場所以外にありません。ですが干潟中学校においては仮称旭市北中学校移転が実現しなければ移転できず、かつ校舎設備も大変古く移転には校舎新築など多数の問題があります。仮称旭市北中学校については他地域の合意形成が難しく早期移転は現実的ではありません。旧干潟町時代の教育行政の失敗から早期の統廃合を想定した場合、他小学校は設備的にも小さく、土砂災害特別警戒区域を抱えています。残念ながら早期移転を考えたときに古城小学校以外に移転候補地がありません。

- ・進む対策工事

現在、統廃合を待たずに体育館東側の法面工事が行われています。法面の崩落対策に、朽ちた樹木の伐採等の工事が行われ、過去に崩落対策の土砂の入れ替え等の工事が行われていることが確認され、また追加の工事も予定されているとのこと。この点は大変評価できると考えております。

また現地見学会で体育館東側の山を直接現地確認したところ、山は比較小さく総土量は少ないと考えられます。仮に崩落しても致命的な被害の可能性は少ないのではないかと印象を受けました。ですが体育館北側には土量が多い山が存在し、問題となる斜面は少なからず存在します。北海道胆振東部地震では全面的な山体崩壊を引き起こした例もあることから引き続き専門家の助言をおおぎ、必要な対策を継続的にお願いします。

- ・その他の古城小学校災害対応工事

古城小学校はその独特のデザインは大きな地震の際、瓦を落下させ児童に危険を及ぼす可能性があることはすでに旭市市議会で議論されています。また、教室棟と体育館の渡り廊下も大きな地震の際には教室棟、体育館の振動モードの違いから崩落の危険性が指摘されていると聞いています。検討委員会でも、校門付近が土砂災害特別警戒区域にあるため、西側に緊急時の避難経路

を設ける事や、発災時に電源喪失しないよう受電設備を土砂災害警戒区域にないか点検し、ある場合は受電設備の移設を検討するなど、提案が行われています。これらの工事は学校運営上問題となるものより優先度をつけ、予算に配慮しながら実施しなければなりません。また旭市側ではそのことを十分に踏まえ工事計画を策定しており、その他の統廃合に向けた工事の計画を進めている旨説明があり、大変評価できると考えております。

・ソフトウェア面での対策強化を

旭市が行う対策工事は大変ありがたく、その努力は高く評価できます。ですが土木工事などのハード面での対策にはやはり限界があると思われまます。現在、古城小学校にでは中和小学校のように災害対応マニュアルがHPで公開されている状況にありません。これら災害対応マニュアルを住民と共有することが災害時においては重要と思われまます。

合わせて、校長先生の権限強化等も必要な対策と思われまます。想定を上回る激しい気象現象により災害の発生は時に警報等の発令の前に起こることもありえます。こういった場合や、崖の崩落等の兆候が察知された場合、現場責任者としての校長先生の判断をもって退避等が可能となるよう対策が必要と思われまます。また、そのことを住民側が理解することが必要と思われまます。

すでに行われていると思われまますが、危険な場所に近づかない生徒指導も必要です。

その他古城小学校の周辺は長熊ため池の氾濫浸水域や、主なアクセス道の多古笹本線は土砂災害警戒区域が多数あり発災時のアクセスが難しいことが想定されまます。住民側はそのことを理解し、災害時の児童引き取りを想定しておく必要があります。特に統合を想定すると中和、万歳地区の保護者の緊急時のアクセス経路確認は重要と考えられまます。

3. 先生方の負担増の問題

・先生方の負担を増大させる政策の性質

この学校統廃合は旭市単独で行われているわけではなく、国レベルで進められている政策であることはご存じかと思われまます。この政策は、小規模校は経費が割高になって非効率だから、統廃合して学校経費を合理化することが、学校統廃合の本当のねらいであると言われていまます。この政策の性質上、児童・生徒を多く集め、それを少ない先生で面倒をみることが求められているわけですから、先生方の負担は今よりも確実に増加することが予想されまます。そういった中で、教師を志望する人は減少し、教員不足と言った問題点も発生し、旭市も例外ではありません。

・先生たちにとってもより良い職場を

教育の中でまず子供たちのことが語られることは当然のことです。そのなかで忘れられがちなことは、子供たちを教えてください先生たちです。先生たちにとってもより良い職場であることも、より良い教育を行う上で重要ではないかと思われまます。検討委員会の中でもその点において議論されることはありませんでした。なかなか先生方が意見を言いにくい環境があるかと思いま

すが、より良い学校づくりのため先生方のご指導をあおぎ、代表者委員会、準備委員会でその意見を十分反映させる必要があると考えます。

- ・大きな負担となる大型クラス出現

統廃合によってここ 10 数年来経験したことのない編成限界域 35 名のクラスが出現した場合、子供たちの学力が低下を心配します。教育内容はここ 20 年間、思考力重視の内容となり質的变化をとげています。小学生の教育段階はまだ子供同士の関係性より、「問いかけ」をおこなう先生との関係性が重視される教育段階であると言えます。そのことや、先生方の業務量を鑑みても 35 人 1 学級は、心配がぬぐえません。

- ・不幸な形での限界域の大型クラス出現問題は解決

令和 9 年のクラス編成見込みを確認すると限界域のクラスは 3 年生 32 人、4 年生 30 人と 2 クラス、特別支援学級の関係性で可能性のある 5 年生の 38 人のみとなっています。最短で統廃合を行った場合、これらクラスに熟練の先生を重点配置する、補助教員を配置するなどの対策で乗り切ることが可能であると考えます。干潟地域にとっては急激な少子化が不幸な事ではありますがこの問題を小さくしています。

- ・動向が懸念されるのは今後の生徒数

むしろ心配なのは 1 年生 23 人、2 年生 28 人です。当初、人口推計から限界域クラスが 5～10 年程度発生して少子化が進むと想定していましたが、それを上回るペースで少子化が進行しているように思います。現在の状況は一時的なアンダーシュートの可能性もありえますが、このペースで少子化が進む可能性もあり今後の生徒動向が非常に懸念されます。万一、このペースで生徒数減少が続けば再複式学級化の懸念が再燃してしまうでしょう。そういった意味では住民側は再度の統廃合を十分に覚悟し、行政側は不測の事態に備えられるよう対策が必要のように思います。

4. 干潟地域の過疎化の問題

- ・統合校は地域の中心地ではない

古城小学校位置は西側への偏りがあり、幼稚園、保育園、小学校、中学校の分散化により住みやすい街づくりの観点から問題点があると言えます。感情的受け入れられる統合場所は干潟中学校か、新設が予定される仮称旭市北中学校が小中一貫校として開校する場所以外にないであろうことは前述のとおりです。

- ・長時間の送迎が発生する懸念

子育て施設の分散化は、大変子育てしにくい地域を作ってしまうことを懸念しています。複数人子供たちがいる家庭では、一番目の子が中学生、二番目が小学生、三番目が保育園といった例も少なからずあるでしょう。そういった少子化対策にとって重要な家庭に大きな負担を強いることとなります。また小学校に限定した場合でも万歳地区には大きな負担でしょう。

2023年12月に行われた中学校説明会においては仮称北中学校が実現しない可能性も示されました。干潟中学校は、前述の通り教育的な観点から統廃合の必要性が小学校より切迫している状況と言えます。仮にこの統廃合先が現海上中学校や、仮称旭市南中学校となった場合、干潟地域の送迎負担は想像を絶するものとなるでしょう。

- ・児童を他校への流出させてしまう懸念

中和地区のいわゆる下地区と呼ばれる地域は、スクールバスで通う古城小学校より近隣の新町地区が徒歩で通っている共和小学校が利便性に優れています。同様に万歳地区は、遠くの古城小より利便性に優れた嚶鳴小、琴田小へという児童流出の恐れがあり、人口推計の示すように児童が集まらない懸念があります。また干潟中問題が放置されればまさに致命的と言えるでしょう。これは住民の選択なので止めようがありません。

- ・地域の子供達同士が友人関係築けず、地域コミュニティを破壊してしまう

他校への児童流出は、共に地域を盛り立てるべき子供達同士が友人関係を築く機会を喪失させてしまいます。そのことは地域コミュニティの崩壊をもたらし、過疎化を加速させ、最終的には子供たちの地元での子育て環境を奪う結果をもたらすと懸念しています。人間関係の固定化を防ぐという教育上の配慮は共に地域を盛り立てるべき子供同士が友人関係を結ぶことができることが大前提なのです。

- ・いろいろな問題をも上回る急激な少子化

このように干潟地域市民にとっては受け入れがたい事情が存在します。しかしこれらを考える余裕すらない速度で急速に少子化が進行しています。利便性やコミュニティ維持、伝統行事維持は残念ながら犠牲となるのもやむを得ないことなのかもしれません。そういった中、子供たちのまともな教育を守るため、私どもにとって古城小案はまさに堪え難きを堪え、忍び難きを忍ぶものであります。

この悲観的な状況で数少ないながらも負担軽減策を実施していくしかないものと思われまます。その一つとして、現在古城、中和、万歳で実施している学童保育を各地区で維持することが可能か検討することを提案します。児童が集まることが大前提ですが、学童を現状の形で維持できれば平時における学童の送迎負担を低減することが可能となります。

・有効な干潟地域過疎化対策を

その一方で、干潟地域は特別過疎地域に指定され、特別な予算措置が国からなされています。しかしながら具体的な施策を策定し実行する旭市側ではなんら過疎化を食い止める地域振興策が実行されている気配がないように思われます。旭市としてはこれら特別な予算を適切に使用し具体的な地域振興策を実行するように要望します。

教育というものは過疎化を食い止める数少ない有効かつ重要な政策です。そういった中で旭市学校再編計画報告書にある仮称旭市統合北中学校を小中一貫校構想は新たなる教育により地域の未来を切り開くものではないかと思えます。仮称旭市統合北中学校小中一貫校構想の実現にむけた検討を強く要望いたします。

以上の問題点を踏まえ、各代表委員様のご意見賜りますようお願い申し上げます。

今回、干潟市民として学校の在り方を通した将来への議論はこれが最後の議論となるようです。

中和地区内での議論でたびたび旧干潟町時代の教育行政の失敗について語られることが多く、代表委員としても一市民としても非常に悲しい思いになりました。後世の人たち、特に私たちの子供たちに「この統廃合は失敗だった」と評されないよう各代表委員様におかれましては慎重に審議お願いいたします。

以上

教職員定数の算定について

義務標準法に基づく標準定数は、都道府県ごとに置くべき義務教育諸学校の教職員の総数を算定するもの。都道府県は、これを標準として、校長、教頭及び教諭等、養護教諭、栄養教諭等、事務職員、特殊教育諸学校の教職員の定数を条例で定める。

小・中学校

○校長定数 学校数×1人

○教頭及び教諭等定数

①学級数に応じて、必要となる学級担任、教科担任の教員数を考慮して、学校規模ごとに学級数に乗ずる率を設定。例えば、3学級の中学校には9人の教員(校長を含む。)が配置できるよう計数を設定している。

(乗ずる率の例)

小学校		中学校	
1学級及び2学級の 学校の学級総数	× 1.000	1学級の学校の学級総数	× 4.000
3学級及び4学級の 学校の学級総数	× 1.250	2学級の学校の学級総数	× 3.000
5学級の学校の学級総数	× 1.200	3学級の学校の学級総数	× 2.667
6学級の学校の学級総数	× 1.292	4学級の学校の学級総数	× 2.000
⋮		5学級の学校の学級総数	× 1.660
		6学級の学校の学級総数	× 1.750
		⋮	

<p>②教頭複数配置 小学校 27学級以上 中学校 24学級以上</p> <p>③生徒指導担当 小学校 30学級以上の学校数 × 0.5 中学校 18～29学級の学校数 × 1 30学級以上の学校数 × 1.5</p>	<p>④寄宿舎舎監定数 寄宿児童生徒数数に応じ 1～4</p>															
<p>○養護教諭定数 3学級以上の学校数 × 1 複数配置 小学校851人以上 中学校801人以上 無医村、無医離島加算</p>																
<p>○栄養教諭及び学校栄養職員定数</p> <table border="0"> <tr> <td>学校給食単独調理校</td> <td>550人以上の学校数</td> <td>× 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>550人未満の学校数</td> <td>× 1 / 4</td> </tr> <tr> <td>共同調理場</td> <td>1500人以下</td> <td>× 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1501人～6000人</td> <td>× 2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6001人以上</td> <td>× 3</td> </tr> </table>		学校給食単独調理校	550人以上の学校数	× 1		550人未満の学校数	× 1 / 4	共同調理場	1500人以下	× 1		1501人～6000人	× 2		6001人以上	× 3
学校給食単独調理校	550人以上の学校数	× 1														
	550人未満の学校数	× 1 / 4														
共同調理場	1500人以下	× 1														
	1501人～6000人	× 2														
	6001人以上	× 3														
<p>○事務職員定数</p> <table border="0"> <tr> <td>3学級の学校</td> <td>× 3 / 4</td> </tr> <tr> <td>4学級以上の学校</td> <td>× 1</td> </tr> <tr> <td>複数配置</td> <td>小学校27学級以上 中学校21学級以上</td> </tr> <tr> <td>加算措置</td> <td>要保護・準要保護児童生徒数が100人以上かつ25%以上の学校</td> </tr> </table>		3学級の学校	× 3 / 4	4学級以上の学校	× 1	複数配置	小学校27学級以上 中学校21学級以上	加算措置	要保護・準要保護児童生徒数が100人以上かつ25%以上の学校							
3学級の学校	× 3 / 4															
4学級以上の学校	× 1															
複数配置	小学校27学級以上 中学校21学級以上															
加算措置	要保護・準要保護児童生徒数が100人以上かつ25%以上の学校															

特殊教育諸学校

- ①校長定数 学校数 × 1
- ②教頭及び教諭等定数
- ・学級数に応じた定数 小・中学校に準拠
 - ・特殊教育諸学校の特色に応じた定数
 - 教育相談担当教員 児童生徒数に応じ 1～3
 - 自立活動担当教員
 - 盲・聾学校 4+7学級以上4学級増すごとに1加算
 - 養護学校（肢体不自由以外） 5+7学級以上4学級増すごとに1加算
 - 養護学校（肢体不自由） 7+7学級以上3学級増すごとに1加算
 - ・寄宿舍舎監定数
 - 寄宿児童生徒数に応じ 2～4
- ③養護教諭定数 学校数 × 1
複数配置 61人以上
- ④寄宿舍指導員定数
- | | | |
|---------|---------|---------|
| 肢体不自由以外 | 寄宿児童生徒数 | × 1 / 5 |
| 肢体不自由 | " | × 1 / 3 |
| 最低保障 | 1校当たり | 1 2 |
- ⑤栄養教諭及び学校栄養職員定数 学校給食実施校 × 1
- ⑥事務職員 小学部の数 × 1 中学部の数 × 1

加配定数

教科の特性等に応じた少人数指導、習熟度別指導等を行う場合、社会的条件について教育的配慮を行う場合、教育上特別の配慮を必要とする児童生徒に特別の指導を行う場合、教職員が長期の研修を受けている場合、学校において教育指導の改善のための研究が行われている場合にあっては、上記により算定された定数に、文部科学大臣が定める数を加える。

学校規模別教職員配置の標準（例）

小学校

（単位：人）

学級数	校長	教頭	教諭				教員計	養護教諭	事務職員	合計
			学級担任	担任外	生徒指導	小計				
3学級	1	—	3	0.75	—	3.75	4.75	1	0.75	6.50
6学級	1	0.75	6	1	—	7	8.75	1	1	10.75
12学級	1	1	12	1.5	—	13.5	15.50	1	1	17.50
18学級	1	1	18	2.6	—	20.6	22.60	1	1	24.60
24学級	1	1	24	3	—	27.0	29.00	2	1	32.00
30学級	1	2	30	3.5	0.5	34.0	37.00	2	2	41.00
36学級	1	2	36	3.9	0.5	40.4	43.40	2	2	47.40
42学級	1	2	42	4.5	0.5	47.0	50.00	2	2	54.00

※ 他に、教諭の少人数指導の定数、養護教諭加配定数、事務職員加配定数がある。また、学校給食の実施状況等に応じて、学校栄養職員定数が加わる。

※ 養護教諭は、851人以上が複数配置。24学級は、851人以上とみなして、+1とした。

学校規模別教職員配置の標準 (例)

中学校

(単位:人)

学級数	校長	教頭	教諭			教員計	養護教諭	事務職員	合計
			教科担任	生徒指導	小計				
3学級	1	0.5	7.5	—	7.5	9.0	1	0.75	10.75
6学級	1	1	9.5	—	9.5	11.5	1	1	13.5
9学級	1	1	14.5	—	14.5	16.5	1	1	18.5
12学級	1	1	17.9	—	17.9	19.9	1	1	21.9
15学級	1	1	22.5	—	22.5	24.5	1	1	26.5
18学級	1	1	27.0	1	28.0	30.0	1	1	32.0
21学級	1	1	31.6	1	32.6	34.6	1	2	37.6
24学級	1	2	35.5	1	36.5	39.5	2	2	43.5
27学級	1	2	40.0	1	41.0	44.0	2	2	48.0
30学級	1	2	44.5	1.5	46.0	49.0	2	2	53.0
33学級	1	2	49.0	1.5	50.5	53.5	2	2	57.5
36学級	1	2	52.5	1.5	54.0	57.0	2	2	61.0

※ 他に、教諭の少人数指導の定数、養護教諭加配定数、事務職員加配定数がある。また、学校給食の実施状況等に応じて、学校栄養職員定数が加わる。

※ 養護教諭は、801人以上が複数配置。24学級は801人以上とみなして、+1とした。

公立学校における教職員配置の例

□□市立△△小学校の例: 20学級の学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特殊学級	計
児童数	100	95	84	89	89	95	2	554人
学級数	3	3	3	3	3	3	2	20学級

教職員配置

校長 1人 教頭 1人 教諭等 24人 養護教諭 1人 事務職員 1人 計 28人	(参考)標準法による試算 校長 1人 教頭 1人 教諭等 22.4人+加配 養護教諭 1人 事務職員 1人 学校栄養職員1人
--	--

※教諭等の内訳
 学級担任 20人
 専科教員 2人(理科、音楽)
 指導方法工夫改善加配 2人
 (3~6学年の算数、習熟度別指導)

市費負担職員

用務員	1人
給食調理員	4人
事務補佐員	1人
司書補	1人
計	7人

外部人材の活用

学校いきいきプランの活用

年間 のべ25人 月2~3回
1回当たり1時間程度

□□市立◇◇中学校の例: 16学級の学校

	1年	2年	3年	特殊学級	計
生徒数	161	186	185	2	534人
学級数	5	5	5	1	16学級

教職員配置

		(参考)標準法による試算	
校長	1人	校長	1人
教頭	1人	教頭	1人
教諭等	28人	教諭等	24人+加配
養護教諭	1人	養護教諭	1人
事務職員	1人	事務職員	1人
学校栄養職員	1人	学校栄養職員	1/4人
計	33人		
非常勤講師	1人(社会)		

※教諭等の内訳
 教科担当 24人
 加配
 指導方法工夫改善 2人
 (全学年、数学、習熟度別指導・少人数指導)
 児童生徒支援 1人
 初任者研修指導者 1人

市費負担職員

用務員	1人
給食調理員	4人
事務補佐員	1人
司書補	1人
計	7人

外部人材の活用

スクールカウンセラー
 国庫補助 週1回4時間
 市費負担 週1回2時間
 ALT 週1回3~4時間程度